

# 「2011年度の厚生労働行政を知る」(やまだ塾)

(2011年2月17日掲載)

<p>NO. 5 「介護療養病床の転換期限の見直しについて」(老健局)</p> <p>(1) 現行規定</p> <p>○ 介護療養病床については、平成24年3月31日までに、老人保健施設や特別養護老人ホームなどの介護施設等に転換し、制度は廃止されることになっている。</p> <p>(2) 現状</p> <p>○ 平成18年で約12万床であったが、平成22年6月時点で約8.6万床であり、介護療養病床からの転換が進んでいない現状。</p> <p>(3) 方針</p> <p>○ 今後の方向性としては、介護療養病床の廃止期限を猶予する。</p> <p>○ これまでの政策方針を維持しつつ、現在存在するものについては、一定期間転換期限を延長する。</p> <p>※ 平成24年度以降、介護療養病床の新設は認めない。</p> <p>※ 民主党介護保険制度改革WT提言では、「廃止を3年間延長」とされている。</p> <p>※ 延長期間については、今後関係者の意見や転換の実現可能性を踏まえ、慎重に検討する必要がある。</p> <p>(4) 介護療養病床に関する実態調査結果(概要)</p> <p>(まとめ)</p> <p>○ 介護療養病床の今後の転換意向は、「未定」(全体の60%)の施設が多い。</p> <p>○ 介護療養病床と医療療養病床の機能分化が進んでいる。</p> <p>(詳細)</p> <p>1. 療養病床の転換意向等調査</p> <p>調査概要: 平成22年1月31日、4月30日時点で療養病床を有する医療機関の転換意向等を調査結果概要: 現存する介護療養病床の今後の転換意向については、今後の予定「未定」が約60%、「医療療養病床に転換」が約20%、「介護老人保健施設へ転換」が約10%。</p> <p>2. 医療施設・介護施設の利用者に関する横断調査</p> <p>調査概要 : 平成22年6月23日時点の医療施設・介護施設利用者の状態像について調査結果概要 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護療養病床の入院患者の状態像は、医療療養病床の入院患者と比べて、高度な医療を必要としない「医療区分1」の占める割合が高かった。</li> <li>・ 介護療養病床で提供されている医療処置については、医療療養病床と比較して</li> </ul>
--

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

①「人工呼吸器」,「中心静脈栄養」などの一定の危険性を伴った医療処置の割合が低く,

②「喀痰吸引」,「経管栄養」などの医療処置は同程度実施されている。

(5) 転換実績(厚生労働省「病院報告」等より)

- ・介護療養病床は約12万床(平成18年4月)であったが,平成22年7月時点で約8.6万床。
- ・医療療養病床及び介護療養病床から介護施設等への転換実績は約7,000床※。

※平成18年7月から平成22年8月までに厚生労働省に報告のあった転換

(参考・引用:2010年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料)